

自家用電気工作物

保安規程

令和6年8月

東京都下水道局

保安規程目次

第1章 総 則	
第1条 目 的	1
第2条 適用範囲・責任分界点	1
第3条 用語の定義	1
第4条 法令等の遵守	2
第5条 細則の制定	3
第6条 規程及び細則の改正	3
第2章 保安業務の運営管理体制	
第7条 保安業務組織	4
第8条 意見の聴取等	4
第9条 施設管理部長の職務	4
第10条 各級管理者の職務	4
第11条 統括電気主任技術者の職務	5
第12条 ボイラー・タービン主任技術者の職務	5
第13条 削除	
第14条 統括電気主任技術者代理の職務	5
第15条 課長代理（電気保安担当）の職務	5
第16条 主務者の職務	5
第17条 電気主任技術者の職務	5
第18条 代務者の職務	5
第19条 従事者の義務	5
第20条 統括電気主任技術者等の解任	6
第3章 保安教育	
第21条 保安教育	7
第22条 保安訓練	7
第4章 工事の計画及び実施	
第23条 工事の計画等	8
第24条 工事の実施	8
第5章 法定検査と安全管理審査	
第25条 工事計画	9
第26条 法定検査	9

第 27 条	安全管理審査	10
第 28 条	使用前自主検査	10
第 28 条の 2	使用前自己確認	10
第 6 章 保 守		
第 29 条	点検及び測定等	11
第 30 条	技術基準の適合	11
第 31 条	事故の報告	11
第 32 条	事故の再発防止等	12
第 7 章 運転及び操作		
第 33 条	運転及び操作等	13
第 8 章 発電所の停止時の保全		
第 34 条	汽力発電所停止時の保全	14
第 35 条	削除	
第 36 条	削除	
第 9 章 災害対策		
第 37 条	防災体制	15
第 38 条	災害対策	15
第 10 章 記 録		
第 39 条	記 録	16
第 11 章 雑 則		
第 40 条	立入検査	17
第 41 条	危険の表示等	17
第 42 条	測定器具類の整備	17
第 43 条	図書類等の整備	17
附 則		18

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、東京都下水道局（以下「局」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため定める。

(適用範囲・責任分界点)

第 2 条 この規程は、別表第 1 に掲げる局が所管する事業場に係る電気工作物に適用する。ただし、電気事業法施行規則（平成 7 年 10 月 18 日通商産業省令第 77 号。以下「法施行規則」という。）第 52 条第 2 項に基づき、当該電気工作物の保安業務を委託した事業場は除く。

- 2 前項に掲げる事業場の電気工作物に係る需要設備の構内は、別図第 1 に示す。ただし、同図に示す事業場の構内に、工事等のために電気事業者から、別途、電力を引き込み使用する範囲にあっては、その使用期間中はこの規程を適用しない。この場合、その責任範囲等について、文書により明確にしておく。
- 3 第 1 項に掲げる事業場の電気工作物のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき選定事業を実施する特定目的会社の管理範囲にあっては、その事業期間中、この規程を適用しない。この場合、その責任範囲等について契約書等により明確にしておく。
- 4 第 1 項に掲げる事業場と電気事業者との保安上の責任分界点は、電気需給契約書及び承諾書等に基づく。

(用語の定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「電気工作物」とは、局が設置する法第 38 条第 4 項に定める自家用電気工作物をいう。
 - イ 「電気設備」とは、汽力設備を除く電気工作物をいう。
 - ロ 「汽力設備」とは、汽力原動機及びこれの補機類をいう。
- 二 「保安業務」とは、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための業務をいう。
 - イ 「電気保安業務」とは、汽力保安業務を除く電気工作物に関する保安のための業務をいう。
 - ロ 「汽力保安業務」とは、汽力設備に関する保安のための業務をいう。
- 三 「法定事業者検査」とは、法第 51 条に定める使用前自主検査、第 52 条に定める溶接事業者検査及び第 55 条に定める定期事業者検査を総称していう。
- 四 「安全管理審査」とは、法施行規則第 73 条の 6 に定める使用前安全管理審査及び第 94 条の 5 に定める定期安全管理審査を総称していう。
- 五 「立入検査」とは、法第 107 条第 3 項に規定された立入検査をいう。
- 六 「局長」とは、東京都公営企業管理者下水道局長をいう。
- 七 「施設管理部長」とは、東京都下水道局分課規程（昭和 37 年 4 月 1 日 東京都下水道局分課

規程第 1 号。以下「分課規程」という。)に定める施設管理部長をいう。

八 「施設保全課長」とは、分課規程に定める施設管理部施設保全課長をいう。

九 「保安管理担当課長」とは、分課規程に定める施設管理部保安管理担当課長をいう。

十 「施設総括管理者」とは、東京都下水道局固定資産事務規程（昭和 41 年 12 月 27 日 東京都下水道局管理規程第 31 号）第 6 条第 1 項に基づき、電気工作物を所管する部及び所の長をいう。ただし、流域下水道本部にあっては、技術部長をいう。

十一 「技術部施設管理課長」とは、東京都下水道局流域下水道本部処務規程（昭和 49 年 7 月 1 日 東京都下水道局管理規程第 17 号）に定める施設管理課長をいう。

十二 「施設管理者」とは、電気工作物を所管する部及び所において、当該電気工作物の保安業務を所管する課の長をいう。

十三 「統括電気主任技術者」とは、法第 43 条第 1 項の規定に基づき局長が選任する、統括電気主任技術者をいう。

十四 「ボイラー・タービン主任技術者」とは、法第 43 条第 1 項の規定に基づき局長が選任する、ボイラー・タービン主任技術者をいう。

十五 「課長代理（電気保安担当）」とは、東京都下水道局下水道事務所処務規程（昭和 37 年 4 月 1 日 東京都下水道局管理規程第 4 号）、東京都下水道局森ヶ崎水再生センター処務規程（昭和 57 年 7 月 31 日 東京都下水道局管理規程第 26 号）及び東京都下水道局流域下水道本部処務規程（昭和 49 年 7 月 1 日 東京都下水道局管理規程第 17 号）に基づく課長代理のうち、電気保安担当を担任する者をいう。

十六 「電気主任技術者」とは、電気保安業務の監督を行う者をいう。

十七 「総括監督員」とは、東京都下水道局工事施行規程（昭和 46 年 12 月 23 日 東京都下水道局管理規程第 35 号。以下「工事施行規程」という。）第 5 条に定める工事主管課長をいう。

十八 「設計主管課長」とは、工事施行規程第 9 条に定める設計主管課長をいう。

十九 「各級管理者」とは、施設総括管理者、施設保全課長、技術部施設管理課長、施設管理者、工事主管課長及び設計主管課長をいう。

二十 「統括電気主任技術者代理」とは、統括電気主任技術者が一時的に不在となる場合に、その職務を代行する者をいう。

二十一 「主務者」とは、統括電気主任技術者を補佐する者をいう。

二十二 「代務者」とは、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者が一時的に不在となる場合に、その職務を代行する者をいう。

二十三 「担当監督員」とは、工事施行規程第 2 条第 10 号に定める監督員をいう。

（法令等の遵守）

第 4 条 局長並びに局職員及び別表第 1 に掲げる事業場において、電気工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、電気工作物に関する法令（以下「法令」という。）及びこの規程を守らなければならない。

(細則の制定)

第 5 条 施設総括管理者は、この規程を実施するために必要な事項について、別に自家用電気工作物保安規程細則（以下「細則」という。）を制定する。

2 細則の制定に当たり、施設総括管理者は、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者に意見を求める。

(規程及び細則の改正)

第 6 条 この規程の改正に当たっては、統括電気主任技術者の意見を聞く。

2 細則の改正に当たっては、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の意見を聞く。

第 2 章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第 7 条 保安業務を執行するための組織構成は、次の各号に定めるところによる。

- 一 施設管理部に統括電気主任技術者をおく。統括電気主任技術者は、法定の資格を有する課長級の職にある者をもって充てる。
- 二 別表第 1 に掲げる事業場（汽力発電所）にボイラー・タービン主任技術者をおく。
- 三 施設管理部施設保全課に統括電気主任技術者代理をおく。統括電気主任技術者代理は、施設管理部施設保全課課長代理級の職にある者から、統括電気主任技術者が選任する。
- 四 施設管理部施設保全課、建設部工務課、流域下水道本部技術部施設管理課に主務者をおく。主務者は、所属する課の各級管理者が選任する。
- 五 別表第 1 に掲げる事業場に電気主任技術者をおく。電気主任技術者は施設管理者が選任する。ただし、水再生センター又はスラッジプラントにあつては課長代理（電気保安担当）の職にある者をもって充てる。
- 六 別表第 1 に掲げる事業場に代務者をおく。代務者は、施設管理者が選任する。
- 七 流域下水道本部技術部工事課、第一基幹施設再構築事務所設備工事課及び第二基幹施設再構築事務所設備工事課に電気主任技術者をおく。電気主任技術者は工事主管課長が選任する。
- 八 保安業務に関する保安業務組織及び連絡系統図は、別図第 2 のとおりとする。
- 九 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任基準は、別表第 2 のとおりとする。

(意見の聴取等)

第 8 条 各級管理者は、保安業務に関し重要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に意見を求める。

- 2 各級管理者は、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の電気工作物に関する意見を尊重しなければならない。
- 3 各級管理者は、法令に基づいて所管官公庁へ提出する書類の作成に当たっては、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に意見を求める。

(施設管理部長の職務)

第 9 条 施設管理部長は、局の電気工作物の保安業務の執行を総括する。

(各級管理者の職務)

第 10 条 保安業務を管理する各級管理者は、それぞれの職務において、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保について責任を有する。

- 一 施設総括管理者は所管する部及び所の保安業務の執行を総括する。

- 二 施設管理者は部及び所にあつて、所管する事業場の保安業務の執行を管理する。
- 三 総括監督員は、電気工作物の設置又は変更等の工事の施行を所掌する。
- 四 設計主管課長は、電気工作物の設置又は変更等の工事の計画立案及び設計の業務を所掌する。

(統括電気主任技術者の職務)

第 11 条 統括電気主任技術者は、局の電気工作物について保安業務の監督の統括に当たる。

(ボイラー・タービン主任技術者の職務)

第 12 条 ボイラー・タービン主任技術者は、統括電気主任技術者及び課長代理（電気保安担当）と連絡を密にして、汽力保安業務に当たる。

第 13 条 削除

(統括電気主任技術者代理の職務)

第 14 条 統括電気主任技術者代理は、統括電気主任技術者が行う保安業務の監督の統括を補佐する。

(課長代理（電気保安担当）の職務)

第 15 条 課長代理（電気保安担当）は、統括電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と連絡を密にして、電気保安業務に当たる。

2 課長代理（電気保安担当）は、統括電気主任技術者を補佐するとともに、所属する課の電気主任技術者、代務者及び従事者に対する電気保安業務に係る指導に当たる。

(主務者の職務)

第 16 条 施設管理部施設保全課、建設部工務課及び流域下水道本部技術部施設管理課の主務者は、統括電気主任技術者の指示に従い、所管する事業場の電気保安業務に係る調整に当たる。

(電気主任技術者の職務)

第 17 条 電気主任技術者（課長代理（電気保安担当）の職にある者を除く。）は、統括電気主任技術者、施設管理者及び課長代理（電気保安担当）の指示に従い、電気保安業務に当たる。

(代務者の職務)

第 18 条 代務者は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を補佐し、それぞれの保安業務に当たる。

(従事者の義務)

第 19 条 従事者は、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、電気主任技術者及びボイラ

一・タービン主任技術者の電気工作物に関する保安のための指示に従わなければならない。

(統括電気主任技術者等の解任)

第 20 条 局長は、統括電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任する。

- 一 病気又はその他の理由による長期の欠勤等、保安の確保上不適当と認めたとき
- 二 法令に違反し、保安業務を担当する者として不適当と認めたとき
- 三 刑事事件によって起訴されたとき
- 四 異動又は退職したとき

第3章 保安教育

(保安教育)

第21条 統括電気主任技術者は、電気工作物の保安に関する教育を計画的に行うため、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び代務者に対する教育計画を作成し、施設管理部長の承認を得た上、これを実施する。

2 課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び代務者は、施設管理者及び統括電気主任技術者の指示に従い、保安業務に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育を実施する。

(保安訓練)

第22条 課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、施設管理者及び統括電気主任技術者の指示に従い、保安業務に従事する者に対し、電気事故その他災害が発生した時の措置について、随時、実地指導訓練を行う。

第4章 工事の計画及び実施

(工事の計画等)

第23条 設計主管課長は、電気工作物の設置又は変更等の工事の施行に当たり、計画を定めて行う。

- 2 設計主管課長は、電気工作物の設置又は変更等の工事の計画を立案するに当たり、統括電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に意見を求める。
- 3 統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、工事及びこれに関連する措置が必要であると認める場合は、その旨を施設保全課長（流域下水道本部にあっては技術部施設管理課長）又は施設管理者に申し出なければならない。
- 4 施設保全課長（流域下水道本部にあっては技術部施設管理課長）又は施設管理者は、前項の規定による申出を受けた場合は、速やかに関係部署と連絡の上、必要な措置を講じなければならない。

(工事の実施)

第24条 総括監督員は、電気工作物に関する工事の施行に当たっては、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に意見を求め、工事の施行に必要な事項を担当監督員に指示しなければならない。

- 2 統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物に関する工事の保安及び届出書類等が必要であると認める場合は、その旨を総括監督員又は担当監督員に申し出なければならない。
- 3 担当監督員は、工事施行規程及び法令に基づき、これを施工及び監督しなければならない。

第 5 章 法定検査と安全管理審査

(工事計画)

第 25 条 局長は、法第 48 条第 1 項の規定に基づき電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合、経済産業大臣に工事の計画を届け出なければならない。

- 2 工事の計画の届出に必要な工事計画届出書は、総括監督員の協力を得て統括電気主任技術者が作成する。

(法定検査)

第 26 条 統括電気主任技術者は、法第 51 条第 1 項の規定に基づき、工事の計画を届け出た電気工作物について、使用前自主検査（以下「法定使用前自主検査」という。）を実施しなければならない。

- 2 統括電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、法第 52 条第 1 項の規定に基づき、汽力設備について溶接事業者検査を実施しなければならない。
- 3 統括電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、法第 55 条第 1 項の規定に基づき、汽力設備について定期事業者検査を実施しなければならない。
- 4 局長は、法定検査の実施に当たり、必要な検査要員を統括電気主任技術者の下に配置しなければならない。
- 5 法定検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、溶接事業者検査については、次の第七号から第十一号までは除く。
 - 一 検査年月日
 - 二 天候、気温及び湿度
 - 三 検査の対象
 - 四 検査の方法
 - 五 検査の結果
 - 六 検査を実施した者の氏名
 - 七 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 八 検査の実施に係る組織
 - 九 検査の実施に係る工程管理
 - 十 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十一 検査記録の管理に関する事項
 - 十二 検査に係る教育訓練に関する事項

(安全管理審査)

第 27 条 統括電気主任技術者は、法定使用前自主検査を実施した電気工作物について使用前安全管理審査を受けなければならない。ただし、非常用予備発電装置等、法施行規則第 73 条の 2 の 2 により使用前安全管理審査を免除されているものは除く。

- 2 統括電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、溶接事業者検査及び法定使用前自主検査を実施した汽力設備について、使用前安全管理審査を受けなければならない。
- 3 統括電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、定期事業者検査を実施した汽力設備について、定期安全管理審査を受けなければならない。
- 4 各級管理者は、安全管理審査に、電気主任技術者を立ち合わせる。

(使用前自主検査)

第 28 条 工事の計画を届け出る必要のない電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合には、使用前自主検査を実施する。使用前自主検査の実施区分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 受電電圧 6kV 以上の受電設備については、統括電気主任技術者が使用前自主検査を実施する。
 - 二 受電電圧 600V 以下の受電設備については、当該の事業場の電気主任技術者が使用前自主検査を実施する。
 - 三 水再生センター等における構内電気室の引き込みを含む電気設備については、当該の事業場の電気主任技術者が使用前自主検査を実施する。ただし、総括監督員等から要請があった場合は、統括電気主任技術者が使用前自主検査を実施する。
 - 四 高圧及び低圧の需要設備については、当該の事業場の電気主任技術者が使用前自主検査を実施する。ただし、需要設備と高圧受電設備又は高圧発電設備が同時に施行される場合には、統括電気主任技術者が使用前自主検査を実施する。
- 2 使用前自主検査は、法定使用前自主検査の検査方法に準じて実施する。

(使用前自己確認)

第 28 条の 2 法第 51 条の 2 の規定に基づき、法施行規則第 74 条の電気工作物の使用を開始する場合には、使用前自己確認を実施する。使用前自己確認の実施区分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 出力 500kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池発電所については、統括電気主任技術者が使用前自己確認を実施する。
 - 二 出力 10kW 以上 500kW 未満の太陽電池発電所については、当該の事業場の電気主任技術者が使用前自己確認を実施する。
- 2 統括電気主任技術者は当該電気工作物の使用の開始前に、その結果を経済産業大臣に届け出なければならない。

第 6 章 保 守

(点検及び測定等)

第 29 条 電気工作物の安全を確保するために行う点検及び測定は、別表第 3 に示す「点検基準及び測定基準」及び細則により行う。なお、点検は次の各号による。

一 日常点検

原則として通電している状態で、電気工作物に異常音や異臭等がないことを特別な操作をしない範囲で確認し、記録する。

二 月次点検

原則として通電している状態で、電気工作物の構成機器の異常の有無を確認し、計器の指示値等を記録する。

三 定期点検

原則として停電した状態で、点検に必要な範囲の分解等を行って清掃、給油等の軽微な回復措置を実施するほか、電気工作物の主機能の状態や動作等を動作試験あるいは測定等によって確認し、記録する。

四 精密点検

原則として停電した状態で、電気工作物の全機能・性能の確認と回復を目的として、部品交換を伴う分解整備（オーバーホール）のほか、多岐に亘る測定あるいは試験を総合的に実施する。

2 前項に定める点検及び測定等は、計画を定めてこれを行う。

3 別表第 3 に示す点検の周期は、細則により点検周期の範囲内で変更することができる。なお、周期を変更する場合の判断基準は次の各号による。

一 設備の設置年度による判断（経年変化等）

二 設備の設置場所による判断（設置場所の環境等）

三 その他の判断

(技術基準の適合)

第 30 条 施設管理者は、電気工作物の点検及び測定等の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理、変更又はその使用を一時停止し、若しくは制限するなどの措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持しなければならない。

(事故の報告)

第 31 条 施設管理者は、電気工作物に事故又は異常な状態（落雷等による停電含む）が発生したときは、直ちに統括電気主任技術者に報告する。

2 統括電気主任技術者は、前項に掲げる電気工作物の事故又は異常な状態に係る情報を収集し、施設管理部長に報告する。また、重大な電気事故については法令に基づき所管官公庁に報告する。

(事故の再発防止等)

第 32 条 施設管理者は、電気工作物に事故その他異常な状態が発生したときは、直ちにその原因を調査し適切な措置を講ずるとともに、統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と協議の上、再発防止のための措置を講じなければならない。

第 7 章 運転及び操作

(運転及び操作等)

第 33 条 電気工作物の運転及び操作の基準は、別に定める細則による。

2 細則には、次の各号について定める。

一 変電所、汽力発電所、需要設備等における監視

二 平常時及び事故その他の異常時における、電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指揮系統

三 電気工作物の軽微な故障の修理、使用の停止及び使用の制限等の応急措置並びに報告及び連絡要領

四 電気事業者の所管営業所又は給電所との連絡要領

3 電気主任技術者、代務者及び従事者は、受電用遮断器及び断路器の開閉その他必要な操作手順については、電気事業者との間に締結している「特別高圧受電設備に関する運用申合せ書」により行う。ただし、6kV 以下の受電設備については、必要に応じ、電気事業者と連絡し措置する。

第 8 章 発電所の停止時の保全

(汽力発電所停止時の保全)

第 34 条 汽力発電所における汽力設備の運転を相当期間停止する場合の保全方法は、別に定める細則による。

2 細則には、次の各号について定める。

- 一 ボイラーの停止期間に応じた保全方法
- 二 タービンの停止期間に応じた保全方法
- 三 発電機の停止期間に応じた保全方法
- 四 補機類の停止期間に応じた保全方法

3 施設管理者は、発電所を相当期間停止した後、運転を再開する場合には、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い、運転に万全を期さなければならない。

第 35 条 削除

第 36 条 削除

第9章 災害対策

(防災体制)

第37条 施設管理者は、非常災害時その他に備えて、電気工作物に関する保安を確保するため、別に災害対策要領を定める。

2 災害対策要領は、次の各号について定める。

- 一 組織図
- 二 指揮命令及び情報伝達経路
- 三 電気工作物の災害予防強化対策
- 四 人員配置及び機器の整備
- 五 災害の復旧対策
- 六 その他必要事項

(災害対策)

第38条 統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、非常災害時において、電気工作物に係る被害が電気工作物の保安に支障を来たした場合、災害対策要領に従い保安業務を処理する。

2 統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）及び電気主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認めるときは、直ちに当該危険範囲の送電を停止することができる。

3 ボイラー・タービン主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認めるときは、直ちに当該危険範囲の汽力設備を停止することができる。

4 統括電気主任技術者、課長代理（電気保安担当）、主務者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、危険物取扱者と連携し、火災等の災害を予防し、人命の安全または災害に対する被害の防止を図るため、予防規程を遵守する。

第 10 章 記 録

(記 録)

第 39 条 施設管理者は、次の各号に示す電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録を保存する。

- 一 日常点検、月次点検、定期点検、精密点検及び測定の記録に関すること
- 二 電気事故の記録に関すること
- 三 工事の記録に関すること
- 四 運転、操作の記録に関すること
- 五 保安教育及び保安訓練の記録に関すること
- 六 法定事業者検査の記録に関すること

2 前項各号に掲げる記録の保存期間について、次の各号に定める。

- 一 日常点検結果、月次点検結果、前項四号（運転、操作の記録）及び前項五号（保安教育及び保安訓練）については、5 年間保存する。
- 二 定期点検結果、精密点検結果及び前項三号（工事の記録）については、電気工作物撤去後 1 年後まで保存する。
- 三 前項六号（法定検査などの記録）については、5 年間保存する。
- 四 前項二号（電気事故の記録）については、永年保存とする。

第 11 章 雑 則

(立入検査)

第 40 条 統括電気主任技術者は、国等による立入検査が実施された場合、これを受検する。

- 2 統括電気主任技術者の指示を受けた課長代理（電気保安担当）及び主務者は、立入検査に立ち合う。
- 3 立入検査が実施される事業場の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、検査に立ち合う。
- 4 局長は、立入検査の受検に当たり、必要な要員を統括電気主任技術者の下に配置しなければならない。

(危険の表示等)

第 41 条 施設管理者は、変電所、発電所及び配電室その他高圧の電気工作物が設置されている場所等であって危険な箇所には、人の注意を喚起するための表示をするほか、取扱者以外の者が立ち入ることがないように必要な措置を講じなければならない。

(測定器具類の整備)

第 42 条 施設管理者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備・校正し、これを適正に保管する。校正の周期は 3 年とする。

(図書類等の整備)

- 第 43 条 施設管理者は、所管官公庁及び電気事業者に提出した書類、図面及び電気工作物に関する完成図書、取扱説明書及び試験成績書等を整備保管する。
- 2 統括電気主任技術者は、所管官公庁及び電気事業者に提出した書類、図面及びその他主要文書について、その写しを保管する。

附 則（58 下施施二第 78 号）

この規程は、昭和 58 年 12 月 27 日から施行する。

附 則（61 下施施二第 108 号）

この規程は、昭和 62 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（2 下施施保第 6 号）

この規程は、平成 2 年 9 月 3 日から施行する。

附 則（6 下施施保第 2 号）

この規程は、平成 6 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（7 下施施保第 42 号）

この規程は、平成 7 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（10 下施施保第 18 号）

この規程は、平成 10 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（12 下施施保第 63 号）

この規程は、平成 12 年 12 月 27 日から施行する。

附 則（16 下施施保第 90 号）

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（17 下施施保第 48 号）

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（18 下施施保第 49 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（18 下施施保第 116 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（19 下施管第 721 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（20 下施施保第 95 号）

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（20 下施施保第 163 号の 2）

この規程は、平成 21 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（21 下施施保第 5 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（22 下施施保第 3 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（22 下施施保第 17 号）

この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（22 下施施保第 40 号）

この規程は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（23 下施施保第 176 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（24 下施施保第 35 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（24 下施施保第 143 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（25 下施施保第 111 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（26 下施施保第 41 号）

この規程は、平成 26 年 10 月 28 日から施行する。

附 則（26 下施管第 549 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（27 下施管第 570 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（28 下施施保第 70 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（30 下施施保第 3 号）

この規程は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（30 下施施保第 118 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（3 下施施保第 181 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（4 下施施保第 80 号）

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（4 下施施保第 122 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（5 下施施保第 128 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（6 下施施保第 52 号）

この規程は、令和 6 年 8 月 21 日から施行する。